

消費税の軽減税率について

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられます。
今回は、その引き上げと同時に実施される消費税の軽減税率制度についてご紹介したいと思います。

1 消費税の軽減税率制度の概要

10%への税率引き上げに伴う低所得者への配慮の観点から、次の(1)及び(2)の品目の譲渡を対象に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度の対象であれば、税率は8%となります。

(1) 飲食料品

食品表示法に規定する食品（酒類を除く）をいい、人の飲用又は食用に供される飲食料品（医薬品、医薬部外品、再生医療等製品を除く）とされています。

ただし、飲食料品の譲渡でも、外食やケータリング、出張料理等による譲渡等は対象となりません。

(2) 新聞

「〇〇新聞」「日刊〇〇」といった題号を用い、政治、経済、社会、文化等の一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるものをいい、定期購読契約に基づくものに限られます。

2 帳簿および請求書の保存について

軽減税率制度の実施に伴い、消費税の納税義務者である法人が仕入税額控除制度を受けるためには、次の(1)の帳簿の保存と、次の期間に応じ、(2)または(3)の保存方式で記載された請求書の保存が要件となります。

(1) 次の事項が記載された帳簿

- ①課税仕入の相手方の氏名又は名称
- ②取引年月日
- ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④対価の額

(2)2019年10月1日から2023年9月30日までの期間

区分記載請求書等保存方式（軽減対象資産の譲渡等である旨などを記載した請求書等）

(3)2023年10月1日以降の期間

適格請求書等保存方式（適格請求書発行事業者が交付する適格請求書）

3 取引価格の総額表示について

消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札やチラシなどにおいて、あらかじめその取引価格を表示する際には、消費税額を含めた価格（総額）を表示することが義務付けられています。

ただし、2021年3月31日までの期間に限り、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じていれば、税抜価格のみの表示などを行うことができます。

（例：〇〇〇円（税抜）、〇〇〇円（税別）、〇〇〇円（本体価格）、〇〇〇円＋消費税 など）

4 免税事業者の方に留意して頂きたいこと

軽減税率制度の実施により、課税事業者が仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要となります。

そのため、消費税の納税義務が免除され申告の必要がない免税事業者であっても、取引先が消費税の課税事業者であれば、区分記載請求書等保存方式で記載された請求書等の交付を求められることがあります。

5 終わりに

軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等が、複数税率に対応しているレジや受発注システム等を2019年9月30日までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日までに補助金を申請すると、その経費の一部を補助してくれる「消費税軽減税率対策補助金」のご利用もご検討ください。

また、2019年10月以降9か月間、クレジットカード会社などのキャッシュレス決済で消費者に購入してもらおうと、消費者にポイント還元される「キャッシュレス消費者還元事業」が予定されています。ポイント還元率は中小・小規模事業者などは5%、フランチャイズチェーン店加盟の中小・小規模事業者などは2%になる見込みです。

これを機にキャッシュレス決済を導入して、集客を行うのも一つの方法かもしれないですね。

詳細は下記用語で検索若しくは下記URLを参照してください。

「消費税軽減税率対策補助金」・・・<http://kzt-hojo.jp/>

「キャッシュレス消費者還元事業」・・・<https://cashless.go.jp/>